

# 民間放課後児童クラブ 「ほうかご教室ちえのわ」のしおり

## 目次

### I 広島市民間放課後児童クラブ（ほうかご教室ちえのわ）の運営内容

1 目的	1
2 対象児童	1
3 実施期間	1
4 開設時間	2
5 主な活動内容	2
6 利用料金	3
7 定員	5
8 連絡事項・注意事項	5

### II 利用手続（令和5年度利用）

1 令和5年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く）	10
2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方	13
3 年度の中途からの利用を希望される方	14
4 申込事項の変更について	15
5 利用申込取下げ・辞退・中止等	15
6 利用承諾の取消し	15

別添1 利用手続きの流れ

別添2 記入例「ほうかご教室ちえのわ利用申込書」

# I 「ほうかご教室ちえのわ」の運営内容

## 1 目的

広島市民間放課後児童クラブ「ほうかご教室ちえのわ」（以下「ちえのわ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

## 2 対象児童

次の(1)～(3)までの条件を全て満たす場合に対象となります。

- (1) 広島市内に住所を有している児童
- (2) 小学校に在学している児童
- (3) 保護者及び同居する親族（18歳未満又は75歳以上の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童
  - ①保護者等が、就労のため、1週間のうち4日以上又は1か月のうち16日以上、午後5時頃まで家庭にいないこと（※1）（※2）。
  - ②保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
  - ③保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること。
  - ④保護者等が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。
  - ⑤保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること。
  - ⑥その他児童を保護できない特別の事由があること（※3）。

※1 長期休業中のみ利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は、「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※2 夜勤明けの休日などにおいて、休息が必要な為に、午後5時頃まで児童を保育できない場合も、日数に含みます。

※3 求職活動による場合には、1週間のうち4日以上又は1か月のうち16日以上、午後5時頃まで家庭にいないことが必要です。承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

## 3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日（令和5年度は8月14日～16日の予定です。）
- ・年末年始（12月29日～1月4日）

## 4 開設時間

月曜日から金曜日まで	13:00～18:30
土曜日	8:00～17:00
長期休業中及び学校代休日	8:00～18:30
短縮授業日	下校時～18:30

## 5 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

### (1) 生活の指導

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせます。

### (2) 遊びの指導

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。

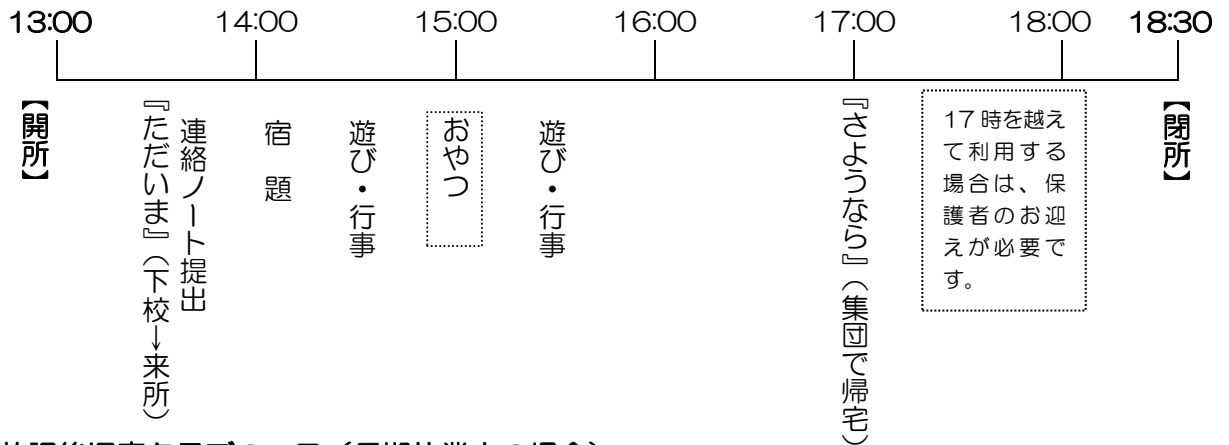
### (3) 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

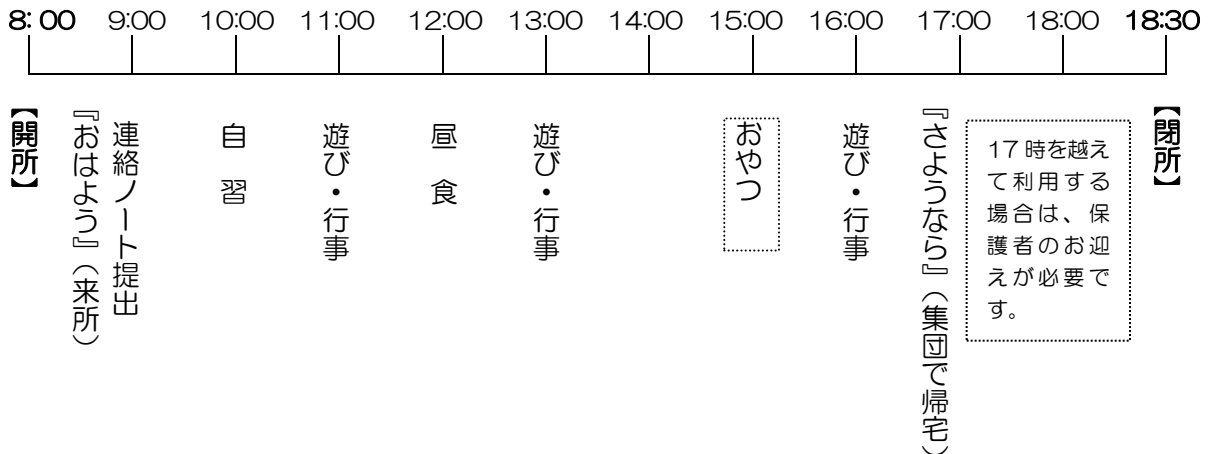
### (4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

### ○ 放課後児童クラブの一日（4時間授業日の場合）



### ○ 放課後児童クラブの一日（長期休業中の場合）



## 6 利 用 料 金

ちえのわでは、これまで、放課後児童クラブの基本時間部分の利用料金を無料としてきました。しかし、放課後児童クラブの利用対象が小学校の全学年に拡大された平成27年度以降、放課後児童クラブの利用申込者は増加し続けており、今後もクラスを増設し、受入枠を拡大していくことから、運営経費の更なる増加が見込まれています。

このような状況の下、放課後児童クラブのサービスを充実させつつ、将来に渡って安定的に運営できるようにしていく必要があることから、令和5年4月から、放課後児童クラブを利用されるご家庭においては、基本時間部分の利用料金を負担していただくことといたしました。

この利用料金の有料化に当たっては、子育て世帯の経済的負担を考慮した料金区分を設定しています。

### (1) 利用料金

お子さま一人につき以下のとおり利用料金がかかります。

料金区分A、Bの負担軽減措置に該当する方は、放課後児童クラブ利用申込書の該当する欄にチェックの上、申し込んでください。受給状況等を確認することに同意される方は、利用料金を算定するための関係書類の添付は、原則、不要です。

料 金 区 分			月額利用料
負 担 軽 減 措 置	A	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学援助受給世帯</li><li>・生活保護受給世帯</li><li>・市民税（住民税）非課税世帯</li></ul>	無料
	B	<ul style="list-style-type: none"><li>・こども医療費補助受給世帯</li><li>・ひとり親家庭等医療費補助受給世帯</li><li>・重度心身障害者医療費補助受給世帯</li></ul>	3,000 円
C	その他（上記に該当しない世帯）		5,000 円

※利用料金の判定に当たっては、住民票上の世帯員だけでなく、その他の同居する親族等を含み、判定します。

※市民税非課税世帯以外の項目は、放課後児童クラブ利用申込日時点の状況で判定します。

※市民税非課税世帯の判定については、令和5年4月～6月に利用を開始する場合は令和4年度の市民税で、令和5年7月～令和6年3月に利用開始する場合は令和5年度の市民税で判定します。

※住民税課税年度の直前の1月1日に広島市外に居住されていた場合は、市民税額が確認できる書類をご提出ください。

※長期休業中の朝の延長利用をされる場合は、別途利用料金がかかります（詳細はP16をご覧ください）。

※弁当代及びおやつ代は、上記料金に含まれていません。

## (2) 多子軽減

同一世帯から2人以上のお子さまが放課後児童クラブを利用されている場合、第2子は半額、第3子以降は無料とします（年齢が上の児童から順に減額していきます。）。

軽減に当たっては、利用状況を基に市で判定しますので、申請等の手続は基本的に必要ありませんが、広島市が運営する放課後児童クラブと民間放課後児童クラブで、それぞれ別の兄弟姉妹が利用されている場合などは、相互の情報把握ができないため、学年が下のお子さまについて、通っている放課後児童クラブに「放課後児童クラブ在籍証明書」の発行を依頼し、学年が上のお子様に通われている放課後児童クラブにご提出ください。また、証明書の取得にあたっては、必ず、実際に放課後児童クラブに通い始めた日以降に取得してください。

なお、市が補助を行っていない民間学童保育等に通われている場合は、本軽減の対象とはなりません（本市が補助している民間放課後児童クラブは、本冊子後半部分にある別添3の一覧をご確認ください。）。

## (3) 月後半からの利用

利用料金は、原則、月額で設定しますが、月の後半（16日以降）に利用を開始する場合は、実際に必要となる経費等を考慮し、初月の利用料金を半額（第2子の場合は、さらにその半額）とします。

ただし、月の途中で利用を中止された場合は、すでにそのお子さまを保育するための人材や物品を確保している状況であることなどから、半額とはしません。

月の途中で、放課後児童クラブ間で異動する場合には、異動元のクラブと異動先のクラブから請求される利用料金を単純に合算すると、異動当月が1.5か月分又は2か月分の料金となってしまうため、異動先の新しいクラブでの初月の利用料金を無料とします。無料とするためには、異動元のクラブで「放課後児童クラブ利用証明書」を発行してもらい、異動先のクラブにご提出ください。

## (4) 料金区分の変更手続

負担軽減措置に該当する各医療費補助等の受給状況や、世帯の状況等に変更があった場合には、必ず、「放課後児童クラブ 世帯状況等変更申出書」を各放課後児童クラブにご提出ください。原則、申し出があった翌月から料金区分を変更しますが、遡って金額を請求する場合や、還付をさせていただく場合があります。

## (5) 利用料金の納付方法

送付する納付書により各金融機関等でお支払いいただくほか、口座振替も可能ですので、ご利用ください。口座振替の申込書は、教育委員会放課後対策課、各区地域起こし推進課、各放課後児童クラブに備え付けています。

## 7 定 員

広島市児童福祉施設設備基準等条例（以下「条例」という。）において、児童1人あたりの面積（おおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上）やクラスの児童数（おおむね40人以下）の基準を定めたことから、各放課後児童クラブにおいて定員を設定しています。

※「ほうかご教室ちえのわ」の各教室定員数

大芝：36人 本川：44人 皆実：42人 吉島東：40人 古田：42人 楽々園：44人

## 8 連絡事項・注意事項

### (1) 連絡ノートについて

- ◎ ご家庭と「ちえのわ」との連絡に使用する大切なものです。指導員がちえのわでの様子、気付き、連絡事項などを記入しますので、毎日、目を通して確認のサインをした上で、必ず持たせてください。
- ◎ お子さまの体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

### (2) 欠席について

- ◎ 欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに連絡ノートでお知らせください。急な場合は、電話やFAXなどで保護者の方が直接ご連絡ください。
- ◎ お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合は安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。
- ◎ 学校を欠席又は早退した場合には、必ず「ちえのわ」にもご連絡ください。

### (3) 帰宅と来所について

- ◎ お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように、「ちえのわ」から帰る時刻を 16:00・16:30・17:00 というように下校時から30分毎に設定しています。保護者の方が希望される時刻（16:00・16:30・17:00）を必ず連絡ノートに記入してください。
- ◎ 「ちえのわ」から帰る時刻を 17:00 を越えて希望される場合は、お子さまの安全確保のため、必ず18:30までに保護者の方のお迎えをお願いします。

※お迎えが間に合わない場合は、広島市ファミリー・サポート・センター等の利用もご検討ください。ファミリー・サポート・センターの連絡先は、電話 082-246-4455 です。

- ◎ お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、連絡ノートに記入してください。なお、「ちえのわ」には専用の駐車場はありません。車を路上に停めての送迎は近隣にお住まいの方へのご迷惑をおかけしますので、絶対におやめください。

- ◎ 夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は 8:00 です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。
- ◎ 塾や習い事等での途中再入退室については、連絡ノートでのお知らせと「安心でんしょぼと」カード携帯が揃った条件下で実施します。  
但し、非常変災時など法人の判断により中止することもあります。
- ◎ ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路の確認をされますようお願いします。

#### (4) 宿題について

- ◎ 宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導は行いませんので、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。
- ◎ 下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

#### (5) お弁当・おやつについて

- ◎ 長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。「ちえのわ」では 400 円/一食にてお弁当も手配可能です。但し、当日 9 時まで連絡ノート、電話、メール等にて直接教室へお申し込みの上、お釣りのないよう代金をご準備下さい。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようお願いします。
- ◎ おやつについては、おやつ代を徴収し「ちえのわ」が準備します。

#### (6) 賠償責任保険について

- ◎ 「ちえのわ」での活動中の事故に備えて、法人が賠償責任保険に加入しています（保護者の方の保険料負担はありません）。
- ◎ 「ちえのわ」の施設的な瑕疵により、お子さまがケガをした場合には、通院保険金日額 5,000 円 入院保険金日額 7,500 円の契約内容の損害保険に加入しています（事故の発生状況により保険で対応できない場合もあります）。
- ◎ 来所途中・帰宅途中の事故については、損害保険にて対応します（事故の発生状況により保険で対応できない場合もあります）。

## (7) 服薬について

- ◎ 投薬は医療行為にあたるため、指導員は行うことができません。
- ◎ 服薬する場合には、お子さまが自身ですることになります。安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて、必ず連絡ノートに記入してください。（支援員は記入確認後、服薬を促す声掛けをいたします。）

## (8) 学級閉鎖等の場合について



- ◎ 学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらず「ちえのわ」を利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※ 広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、広島市ホームページをご覧ください。

- ◎ 新型コロナウイルスの陽性者又は濃厚接触者となった場合は、療養機関や健康観察機関として保健センター等から指示される期間内は、ちえのわを利用できません。

## (9) 非常変災状態になった場合の対応について

- ◎ 非常変災状態とは、次の場合をいいます。
  - ・ 広島市（区）に警報が発表された場合又は学区内に避難情報が発令された場合
  - ・ 台風の接近等により広島市（区）に警報が発表される（もしくは学区内に避難情報が発令される）と判断した場合又は判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
  - ・ 不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
- ◎ 非常変災状態になった場合には、「ちえのわ」は原則として次表の対応になります。
- ◎ 気象情報・避難情報等は、広島市の「防災メール」や「防災ポータル」で確認できます。

防災メール ( <a href="http://www.k-bousai.city.hiroshima.jp/">http://www.k-bousai.city.hiroshima.jp/</a> )	
防災ポータル ( <a href="https://www.bousai.city.hiroshima.1g.jp/">https://www.bousai.city.hiroshima.1g.jp/</a> )	



【小学校登校日の場合】

非常変災状態		「ちえのわ」の対応
小学校の対応	「臨時休校」の場合 (自宅待機後の臨時休校を含む)	臨時休所
	「登校」の場合 (自宅待機後の登校、登校後授業打ち切り及び一斉下校・集団下校時を含む)	通常の開所時刻から開所(注1)

【小学校休業日の場合】

非常変災状態		「ちえのわ」の対応
午前7時の時点	当該施設が所在する区に「暴風警報」が発表されている場合	原則、臨時休所ですが 対応を一斉メールで案内します
	当該学区内に、「避難指示(警戒レベル4)」又は「緊急安全確保(警戒レベル5)」が発令されている場合	原則、臨時休所ですが 対応を一斉メールで案内します
	当該学区内に、「高齢者等避難(警戒レベル3)」が発令されている場合、又は当該施設が所在する区に「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発表されている場合(台風接近時含む)	通常の開所時刻から開所 ※ 保護者の方の送迎(ちえのわの入口まで)が必要です。
午前7時より後に 非常変災状態になった場合		通常の開所時刻から開所(注1)

(注1) 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します(天候及びその他の事情により、開所時刻以前にお迎えを依頼することがあります)。

(10) 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

【小学校登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 「ちえのわ」は地震発生後は臨時休所になります。
②	開所前に地震が発生した場合	当日は臨時休所になります。 ※地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。
③	閉所後に地震が発生した場合	翌日は臨時休所になります。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、学校所定の避難場所に移動します(避難場所で保護者に引渡し)。

【小学校休業日の場合】

前記の「小学校登校日の場合」と同じです(ただし、①の対応はありません)。

## (11) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。場合によっては、勤務先に連絡することもありますのでご了承ください。

### ① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合

- ・ 台風接近時や大雨時には、気象情報・避難情報に注意しておいてください。

### ② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合

- ・ お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。

### ③ 欠席の連絡がないのに、来所されない場合

- ・ 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。

### ④ お子さまが「ちえのわ」から帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合

- ・ 帰る時刻やお迎えの有無などについては、連絡ノートに必ずご記入ください。

### ⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

## (12) 利用時に用意するものについて

- ・ はさみ のり 色鉛筆（名前をご記入ください）
- ・ 置き傘（希望者のみ。見えやすい場所に名前をご記入ください。）
- ・ 着替え（希望者のみ。名前をご記入ください。）

## (13) その他

- ・ 持ち物には必ず名前をご記入ください。

### 【用語の定義】

#### ◎「ちえのわ」に関すること

- ・ 来所：「ちえのわ」に来ること
- ・ 在所：「ちえのわ」にいること
- ・ 帰宅：「ちえのわ」から自宅に帰ること
- ・ 開所：「ちえのわ」を開設時間に開けること
- ・ 閉所：「ちえのわ」を開設時間以降、閉めること
- ・ 休所：「ちえのわ」を休みにすること

#### ◎小学校に関すること

- ・ 登校：小学校へ行くこと
- ・ 在校：小学校にいること
- ・ 下校：小学校から帰ること
- ・ 休校：小学校が休みになること

## II 利用手続（令和5年度利用）

- ・定員を超過する場合、選考により利用できない場合があります。
- ・複数の放課後児童クラブ（広島市放課後児童クラブも含む）へ同時に申込はできません。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、利用を制限する場合があります。

### 1 令和5年4月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く）

#### (1) 申込み（別添1「利用手続の流れ」を参照）

利用を希望するちえのわへ、「ほうかご教室ちえのわ利用申込書（利用を希望するちえのわで直接入手又はホームページにも掲載しています。）」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください。

**【受付期間】** ※例年より前倒して日程を設定していますので、ご注意ください。

区分	対象学年	受付期間	
通年利用	新1年生～新3年生	1次受付	令和4年12月 9日(金)～12月20日(火)
	新1年生～新6年生	2次受付	令和5年 2月10日(金)～ 2月21日(火)

※利用開始日が4/1～4/15の場合に、通年利用として上記期間に申し込むことができます。

※受付期間内に申込できなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方

（P14を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

※受付期間ごとに優先順位を定めます（P12を参照）ので、利用を希望する新1年生から新3年生におかれましては、1次受付で申込されることをおすすめします。

#### 【必要書類】

##### ●利用要件を確認するための書類

※「在職証明書」「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」は、「ほうかご教室ちえのわ」ホームページから入手可能。

確認が必要な事由	必要書類（※1）
常勤、パート等で就労している場合 （雇用主に雇用されている場合）	在職証明書（※2）
自営、内職、農業等で就労している場合	就労申立（証明）書
保護者等が疾病・負傷の場合	診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（要介護3～5の場合のみ可）の写し
親族等を常時介護している場合 （※3）	介護者：申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの)要介護者(非同居の要介護者も含む)：診断書(写しでも可)若しくは、介護保険被保険者証（要介護3～5の場合のみ可）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)

障害がある場合（保護者等）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証（精神通院）の写し
産前産後期間中の場合	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書（写しでも可）（※4）
求職活動中の場合	申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） （前年度からの継続利用及び年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も併せて提出）
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの）

※1 必要書類は、保護者(単身赴任の場合も)、同居する親族(18歳未満又は75歳以上の者を除く。)それぞれ必要となります。

※2 就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。勤務開始後、改めて在職証明書を提出してください。

※3 介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。

※4 入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。

### ●優先利用に該当するかを確認するための書類（該当者のみ）

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「優先利用を希望する」に○をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です）。

確認が必要な事由	必要書類
障害のある児童の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証（精神通院）（※2）
ひとり親家庭の児童の場合	遺族年金の証書、児童扶養手当の証書、又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し（※3）

※1 知的障害、身体障害、精神障害、発達障害等

※2 障害のある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画の写し、個別の教育支援計画の写し、成績表の写しなど（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3 ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」と「住民票の写し」（写しでも可）の両方を提出してください。なお、ひとり親家庭等医療費補助を受給しており、申込用紙の負担軽減措置の該当欄にチェックをしている場合には、書類の添付は不要です。

## ●利用料金の算定に必要な書類（該当者のみ）

利用料金の算定にあたっては、申込書にご記入いただいた内容を基に、市の内部で情報を確認するため、基本的には、書類の添付等は不要ですが、P3に記載しているように、広島市外で課税判定されている場合など、必要書類を求める場合があります。

## (2) 利用の承諾等

◎ 利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用の承諾・不承諾を決定します。

※ 求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

例① 利用開始日が4月1日→6月30日までの利用期間

例② 利用開始日が4月16日→7月15日までの利用期間

利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、申込書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付のうえ、新しく申込んでください（例①の場合で、7月1日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月1日～15日に申込が必要です）。

◎ 利用希望児童数が多く、定員を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員に達するまで、利用を承諾します。

### 【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します(小学校1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生)。

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです(①→②)。

① 優先利用に該当する児童(ひとり親家庭の児童、障害のある児童)

② ①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

◎ 各受付期間に対する利用承諾の通知又は利用承諾保留の通知の送付のめやすは以下のとおりです。

【1次受付】令和5年 2月15日ごろ

【2次受付】令和5年 3月 9日ごろ

## 2 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望される方

### (1) 申込み

- ◎ 利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。
  - ・ 申込を受け付ける放課後児童クラブは、事前に広島市ホームページでお知らせされます。
  - ・ 長期休業中のみの利用については、保護者等の就労時間の要件について「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。
- ◎ 利用を希望する「ちえのわ」へ、「ほうかご教室ちえのわ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください。

### 【受付期間】

区 分	受付期間	
「令和5年4月の春休み」のみの利用	受付	令和5年 2月10日（金）～ 3月15日（水）
「夏休み」のみの利用(※)	1次受付	令和5年 6月 1日（木）～ 6月15日（木）
	2次受付	令和5年 6月16日（金）～ 6月30日（金）
「冬休み」のみの利用	1次受付	令和5年11月 1日（水）～11月15日（水）
	2次受付	令和5年11月16日（木）～11月30日（木）
「令和6年3月の春休み」のみの利用	令和5年10月頃ホームページ等でお知らせする予定です。	

※「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申込できなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（P14を参照）。

- ◎ 上記の申込により定員に達した放課後児童クラブにおいては、後日、定員に空きが出た場合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込の受付は行いません。

【必要書類】： 令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P10～P12を参照）。

### (2) 利用の承諾等

- ◎ 令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P12を参照）。
- ◎ ただし、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、順位付けにより利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

### 3 年度の中途からの利用を希望される方

#### (1) 申込み

利用を希望するちえのわへ、「ほうかご教室ちえのわ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（複数の放課後児童クラブ（広島市が運営する放課後児童クラブ及び広島市が補助する他の民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込はできません。）。

#### 【受付期間】

区 分		受付期間
利用開始希望日	月の前半（1～15日）（※1）	利用希望月の前月の1～15日（※2）
	月の後半（16～末日）（※1）	利用希望月の前月の16～末日（※2）

※1 利用開始希望日が7/16～8/31、12/16～1/15、3/16～3/31の間の方については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で1次受けを行い、定員に余裕がある場合、下表のとおり2次受けを行います。

※2 受付期間の末日が、ちえのわの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

#### <R5年度 年度中途から利用の受付期間スケジュール>

	利用開始希望日											
	4/1 ～15	4/17 ～28	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	6/16 ～30	7/1 ～15	7/18 ～31	8/1 ～10	8/17 ～31	9/1 ～15	9/16 ～30
受付期間								1次受付：6/1～15				
	3/1 ～15	3/16 ～31	4/1 ～15	4/17 ～28	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	6/16 ～30	7/1 ～15	7/18 ～31	8/1 ～10	8/17 ～31
	利用開始希望日											
	10/2 ～14	10/16 ～31	11/1 ～15	11/16 ～30	12/1 ～15	12/16 ～28	1/5 ～15	1/16 ～31	2/1 ～15	2/16 ～29	3/1 ～15	3/16 ～30
受付期間						1次：11/1～15						
	9/1 ～15	9/16 ～30	10/1 ～15	10/17 ～31	11/1 ～15	11/16 ～30	12/1 ～15	12/16 ～28	1/5 ～13	1/16 ～31	2/1 ～15	2/16 ～30

※ 法令の変更等により祝日等が変更となった場合は、受付期間及び利用開始希望日の始期は直後の開所日に、終期は直前の開所日にそれぞれ変更となります。

※ 利用開始希望日が4/1～4/15の場合は、一次受け及び二次受けで申し込まれた方が優先となりますので、P10に記載している期間に申込されることをおすすめします。

【必要書類】：令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P10～P12を参照）。

※ 求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申込み場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

## (2) 利用の承諾等

- ◎ 令和5年4月から利用を希望する方と同様です（P12を参照）。
- ◎ ただし、定員を超過した場合の順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。
- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

## 4 申込事項の変更について

- ◎ 勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかにご連絡ください。勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。
- ◎ 在職証明書の内容に変更等があった場合や、雇用期間が定められており、更新予定がなかったものが更新された場合は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。  
※提出の無い場合は、利用承諾を取り消すことがあります。  
なお、提出いただいていた在職証明書に、「更新予定あり」との記載があった場合には、勤務内容等に変更がない限り、更新後に新たに提出する必要はありません。

## 5 利用申込取り下げ・辞退・中止等

- ◎ 次の場合、「ほうかご教室ちえのわ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を「ちえのわ」に提出してください。
  - ・ 申込取り下げ：利用申込をしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込を取り下げる場合
  - ・ 辞退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合
  - ・ 中止：利用期間中に、「ちえのわ」の利用を取りやめる場合

## 6 利用承諾の取消し

- ◎ 利用申込に虚偽や不正があった場合などには、利用承諾を取り消すことがあります。
- ◎ 長期間欠席された場合（継続して1ヶ月以上の欠席）には、「ちえのわ」の利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。



## 利用手続きの流れ（4月から利用の場合）

### 1 申込書等の配布

各「ちえのわ」において、「ほうかご教室ちえのわ利用申込書」「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」を配布（「ちえのわ」ホームページからも入手可能です。）

### 2 受付

利用を希望する「ちえのわ」に、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）

② **ほうかご教室ちえのわ利用申込書**（別添2 記入例を参照）

② **必要書類**（詳細は、P10～P12参照）

### 3 審査

株式会社英峰において、提出された書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを確認（広島市教育委員会放課後対策課へ英峰より書類提出し報告します）

対象児童の要件を満たさない場合

#### 4 利用不承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用不承諾通知書」を送付

対象児童の要件を満たしている場合

全員受け入れても定員を超えない場合

#### 4 利用承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付

全員受け入れると定員を超える場合

#### 4-1 順位付け

- ・低学年の児童を優先
- ・同一学年内は、次の順位（①→②）
  - ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
  - ② ①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け  
※年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け

#### 4-2 利用承諾・保留の決定

- ・上記の順位の上位から順に定員に達するまで、利用を承諾
- ・定員を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留

#### 4-3 利用承諾保留の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾保留通知書」を送付

※保留決定後に他の放課後児童クラブに申し込む場合は、「利用承諾保留通知書」を添付してください。

申込先のクラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾

#### 4-3 利用承諾の通知

2月中旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付

### 5 利用開始

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用

ほうかご教室ちえのわ 利用申込書

年度ごとに  
申込みが必要です。

峰 代表取締役 常定 敏克

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

ほうかご教室ちえのわの利用について、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。申込者以外の者に関する事については、その者の同意を得て、記入・提出しました。なお、申込後、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。

また、この申込みにおいて、次のことに同意します。

- ・利用料軽減措置のうち、生活保護世帯、就学援助受給世帯、こども医療費補助受給世帯、ひとり親家庭等医療費補助受給世帯、重度心身障害者医療費補助受給世帯のいずれかに該当する場合には、私と私の属する世帯員(この申込書に記載されている者)に関する受給状況について確認されること
- ・利用料負担軽減措置のうち、市民税非課税世帯に該当する場合には、私と私の属する世帯員(この申込書に記載されている者)に関する市民税の課税・非課税の情報を課税資料により確認されること
- ・世帯状況を確認されること
- ・利用の承諾や放課後児童クラブでの保育の實施に必要な情報を、関係機関(学校等)に提供すること  
【課税状況や、各医療費補助制度の該当情報を提供することはありません。】

申込者(保護者)

住所	〒 730 - 8586 広島市 中 区 国泰寺町一丁目4番15号 ○○マンション302号室 (母携帯) TEL ( 080 ) 0000 - 0000 ※日中に連絡がとれる番号をご記入ください		
ふりがな	申込者氏名 (保護者)	生年月日	昭和・平成 5
ふ り が な	性 別	生 年 月 日	学 校 名
見 込 氏 名			学 年
ひろしま とこ	女	平成 28 年 8 月 11 日 生	▲▲ 小学校 1 年
広島 橙子			
利用を希望する放課後児童クラブ		!!! 該当している場合は必ず☑をしてください!!! 利用料金の算定に影響します。	
利用を希望する期間			

令和5年4月  
時点の学年

以下の利用料負担軽減措置に該当する場合、該当するの□、△に☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 就学援助受給世帯(※1) 【申請(予定)日:令和 年 月 日】	<input type="checkbox"/> 住民税(市民税)非課税世帯(※2)
<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護世帯	<input type="checkbox"/> こども医療費補助受給世帯
<input checked="" type="checkbox"/> こども医療費補助受給世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費補助受給世帯
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費補助受給世帯	

※1 就学援助を申請しているが、まだ決定がされていない場合や、申請予定の場合も☑をしてください。負担軽減措置に該当しているものとみなします。

ただし、就学援助が認定されなかった場合は、通って利用料を徴収します。

※2 1月1日に広島市外に居住していた等により、広島市町村で課税されている場合には、その市町村での課税状況がわかるもの(非課税証明書等)を添付してください。

児童の健康状態等(該当する番号に○及び必要事項を記入してください。)

障害の有無	<input checked="" type="radio"/> 1 無	<input type="radio"/> 2 有(状況: )
その他障害や病気について気になるところ		

保護者及び同居する親族の状況

氏名 年齢区分(利用開始時)	本人との 続柄	勤務先又は通学(園)先・学年 ・放課後児童クラブ名等	氏名 年齢区分(利用開始時)	本人との 続柄	勤務先又は通学(園)先・学年 ・放課後児童クラブ名等
広島 茜一郎 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	父	●●□□□□	広島 青子 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	姉	▲▲小学校 5年生
広島 黄花 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	母	△△ストア	広島 藍蘭 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	姉	▲▲小学校 3年生 ★★放課後児童クラブ
広島 碧空 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	兄	●●大学 1年生 (進学予定)	広島 紫苑 18歳未満・75歳以上 ※該当する場合のみ○	祖父	

優先利用(障害のある児童、ひとり親家庭の児童)を希望する場合は、右記の「優先利用を希望する」に☑をしてください。 ※定員超過のため同一学年内における選考を行う必要がある場合には、優先します。 ※優先利用を希望する場合は、申込の際に必要な書類を添付してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先利用を希望する
すでに放課後児童クラブを利用されており、そこから他のクラブに移るためのお申込みである場合は、右記の「クラブ間での異動希望」に☑をしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> クラブ間での異動希望